

平成24年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成24年5月31日(木)
13:30~15:00

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 9名

漁業者代表: 太田嘉俊、田口錠次、西脇庄市、水野 始郎、吉澤 喜
遊漁者代表: 町野親生
学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、寺嶋昌代、

4. 審議事項

- ・議第1号 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について
- ・議第2号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長および書記の任免について
- ・議第3号 遊漁規則の一部変更について
- ・議第4号 揖斐川上流に適用された委員会指示事項の適用除外内容の変更承認について
- ・その他
平成24~25年度委員会の開催計画について
漁場面積、漁場環境調査の結果について
ウナギ資源の管理について

5. 議事の経過

○事務局

開会に先立ちまして、事務局から2点報告がございます。

最初は、委員の任免でございます。

伊藤委員が委員を退任されました。後任として水野委員が就任されましたので御紹介させていただきます。

水野委員は、平成21年3月から恵那漁業協同組合の監事に就任され、平成24年3月に同組合の代表理事組合長に就任されておられます。

○水野委員

今日付けで委員に任命されました、恵那漁業協同組合代表理事組合長の水野始です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

なお、佐川委員も、兵庫県立大学へ異動のため、退任されましたことをご報告します。後任については人選中でございます。

また、誠に急な話ではありますが、吉村委員が昨日逝去されましたことをご報告します。次に、5月25日に行われました、平成24年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総

会につきましてご報告します。

岐阜県からは、奥村委員と私（中居書記）が出席しました。

議案は3つありまして、第1号議案は「平成23年度事業報告、収支決算案について」、第2号議案は「平成24年度事業計画案、収支予算案について」、第3号議案は「平成24年度提案書（案）について」でありました。

以上3議案は原案どおり承認されております。

全国内水面漁場管理委員会の関係省庁への提案事項は、外来魚について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、淡水魚の放射線汚染対策について、内水面漁場管理委員会制度の堅持について、の6項目となっています。詳細につきましては添付資料のとおりです。

以上報告いたします。

【開会宣言】

○太田会長

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から平成24年度第1回の内水面漁場管理委員会を開催します。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○事務局

本委員会定数13名中9名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

また、本日の議題は、「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について」、「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長および書記の任免について」、「遊漁規則の一部変更について」および「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」の4議題、その他といたしまして「平成24～25年度委員会の開催計画について」、「漁場面積、漁場環境調査の結果について」および「ウナギ資源の管理について」の3題がございますので、よろしく願います。

○太田会長

本日の議事録署名者には田口委員さんと川合委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願います。

【議第1号】

○太田会長

それでは、議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について」を説明させていただきます。

関係する資料は1～2頁でございます。

本議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第16条の規定により、当委員会の事務規定の改正を行うものでございます。2頁をご覧ください。改正理由につきましては、平成24年4月1日の組織改正に伴い、「水産課」が「農政課水産振興室」に名称変更となったことにより、第2条及び第17条の「水産課」を「農政課水産振興室」に変更するものでございます。

以上です。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

ご意見もないようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○太田会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご異議がないようですので、議第1号は原案のとおり決定いたします。

【議第2号】

○太田会長

それでは、議第2号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長および書記の任免について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第2号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長および書記の任免について」を説明させていただきます。

3頁をご覧ください。本議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第3条第3項の規定により、当委員会の事務局長および書記の任免をするものでございます。

解任、事務局長、浅野篤志・前水産課長、同じく解任、書記、可児忠衛・前水産課技術課長補佐、任命、事務局長、森美津雄、現農政課水産振興室長、同じく任命、書記、大原健一、現農政課水産振興室主任技師。

任免理由につきましては、県職員の人事異動に伴うものでございます。

以上です。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

それでは、ご質問もないようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第2号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長および書記の任免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「意義なし」の発言)

○太田会長

ご異議がないようですので、議第2号については原案のとおり決定いたします。

【議第3号】

○太田会長

それでは、続きまして、議第3号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。
事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第3号「遊漁規則の一部変更について」を説明させていただきます。

本議題は遊漁規則の一部変更について、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。

関係する資料は5～10頁でございます。

まず8頁をご覧ください。

今回、知事から意見を求められましたのは、馬瀬川上流漁協に免許されております、内共第35号に係るもの1件のみでございます。参考となります図面は9～10頁に添付してございます。「禁止区域、第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対照として遊漁をしてはならない。」の区域、下呂市馬瀬下山地区の若佐谷及びその支派川の全域を削除するというものでございます。変更理由につきましては、若佐谷及びその支派川の全域においては平成6年来禁止区域としてきましたが、魚類の増殖効果は芳しくないこと、および、近年、当該地域は子ども・家族連れを対象に森林アドベンチャー体験が行われていることを勘案して、森林アドベンチャー体験参加者を対象に溪流釣り体験を組み込むことで遊漁者を増やす対策を実施し、当該地域を漁場として有効活用を図るため禁止区域を解除するというものでございます。施行予定年月日は認可の日でございます。

以上です。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

それでは、ご質問もないようですので、ただ今から採決を行います。
お諮りいたします。

議第3号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「意義なし」の発言)

○太田会長

ご異議がないようですので、議第3号については原案のとおり決定します。
では事務局、答申文案を朗読してください。

○事務局

岐漁管委第2号、平成24年5月31日、岐阜県知事 古田 肇 様、岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 太田 嘉俊、遊漁規則の一部変更について(答申)、平成24年4月23日付け、農政第124号で諮問のありました標記については、意見等ありません。
以上です。

【議第4号】

○太田会長

それでは、議第4号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外内容の変更承認について」を議題とします。
事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第4号「揖斐川上流部に適用された委員会指示の適用除外内容の変更承認について」を説明させていただきます。

関係する資料は11～18頁で、平成24年1月10日付けの岐阜県内水面漁場管理委員会告示第2号の内容、変更申請書の写しを添付させていただいております。

本議題は、揖斐川上流部における水産動物の採捕の禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請が平成24年2月6日に出され、その是非については前回の本委員会において審議され、承認されております。

今回、その適用除外の内容変更の申請があったため、その是非について審議するものでございます。

15～16頁をご覧ください。変更申請の内容は、採捕に従事する者4名を追加し、1名を除くものでございます。人員を増やすことにより、調査研究の充実を図るものであることから、当該指示事項の適用除外内容の変更を申請のとおり認めることとしたいと思います。
なお、承認書案につきましては17～18頁の添付資料4のとおりでございます。

以上です。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

それでは、ご質問もないようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第4号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外内容の変更承認について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「意義なし」の発言)

○太田会長

ご異議がないようですので、議第4号については原案のとおり決定いたします。

【その他1】

○太田会長

それでは続きまして、その他の1題目「平成24～25年度委員会の開催計画について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、その他の1題目「平成24～25年度委員会の開催計画について」を説明させていただきます。

平成26年1月1日に漁業権の一斉切替がございます。そのことに関しまして、委員会が果たすべき役割がございます。そのことの説明を兼ねまして、平成24～25年度委員会の開催計画につきまして、事前にご説明させていただきます。

19～20頁をご覧ください。

平成24～25年度委員会の開催計画を表にまとめました。この中で、「付議事項及びその概要」に記しました項目のうち、太字のものが漁業権の一斉切替に関係するもので、細字が毎年あるいは周期的に挙がるもの等でございます。太字部分の説明につきましては、21～25頁の免許切替の法的根拠および「漁場計画及び免許のタイムスケジュール」と密接に関連しますので、一緒に説明させていただきます。

まず、21頁をご覧ください。ここには、漁業権の法的根拠を抜粋してあります。漁業法第21条には、「漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、(中略)共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。」とあり、現行の漁業権認可期間が平成25年12月31日までとなっていることから、免許の切替を行うものでございます。今回、県内で切替の対象となりますのは、第1種および第2種区画漁業権、第1種および第5種共同漁業権でございます。県内で最も多く設定されていますのは、第5種共同漁業権で、他県免許を含めると51あります。24～25頁に示しましたタイムスケジュールは、第5種共同漁業権のものでございます。

その24頁をご覧ください。平成24年度の前半で、漁業協同組合からの要望調査や漁場条件の調査を行います。これらは、昨年度の第2回委員会で当時の水産課から実施概要を説明いたしました「漁場面積、漁場環境調査の実施について」で行ったところで、その結果につきましては、この後、大原書記から説明させていただきます。なお、各漁業協同組合からの要望につきましては、改めて個別に詳細を伺う予定です。また、24年度の前半までに漁協事務職員等を対象にした免許事務説明会を開催する予定です。さらに、県境漁場に係る調

整も行います。岐阜県は、愛知県、富山県、長野県、福井県と県境漁場を有しており、免許切替事務は交互に行うこととなっています。次回切替時に岐阜県が担当する県境漁場は長野県境及び福井県境漁場です。

以上のことを経まして、8～9月の第2回委員会で、「漁業権一斉切替に係る漁場計画策定方針について」と「魚種別増殖方法及び指示数量の見直しについて」を協議させていただきたいと考えています。

漁場計画の法的根拠につきましては、22頁に示しましたとおりです。漁業法第11条第1項には「都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。」とありますので、これに従い、事務を進めるものです。

再び24頁をご覧ください。

「漁業権一斉切替に係る漁場計画策定方針について」は、平成24年8月頃に出される予定の水産庁長官通達「漁場計画の樹立について」に基づきますが、岐阜県の地域特性等を加味して策定方針を作成する予定です。

「魚種別増殖方法及び指示数量の見直しについて」は、この後、大原書記から結果を説明させていただきます「漁場面積、漁場環境調査の実施について」で土台となる調査を終えていますので、その見直し方法（案）を協議させていただきたいと考えています。

その後、漁場計画原案の作成を開始します。原案作成に際しては、河川管理者等の関係機関との協議を踏まえて行います。

「漁場計画原案」、「制限漁法の指示統数について」および「増殖指針について」は第4回委員会に諮る予定です。

また、第4回委員会では、公聴会の開催についても諮る予定です。免許の内容等の事前決定に際して、内水面漁場管理委員会はあらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならないとなっているためです。公聴会は平成25年4月に開催の予定です。

25頁をご覧ください。

25年度につきましては、4月に公聴会を開催後、公聴会で出された意見等を踏まえた上で、第1回委員会で、「漁業権免許一斉切替に係る漁場計画の樹立について」を諮問させて戴く予定です。その後、漁場計画の公示を行い、各漁業協同組合が該当する漁場計画に対する免許申請について総代会で議決後、免許申請を行います。ただ、福井県境漁場につきましては、現行の免許期間が平成25年8月31日までとなっていますので、9月1日に免許ができるよう、事務を進める必要があります。その関係で、福井県境漁場につきましては、8月に第2回委員会を開催し、免許と遊漁規則につきまして諮問・答申を行い、9月1日に免許を行う予定です。

その他の漁場につきましては、現行の免許期間が平成25年12月31日までとなっていますので、平成26年1月1日から免許ができるよう、事務を進める必要があります。そのため、12月に第3回委員会を開催し、免許と遊漁規則につきまして諮問・答申を行い、平

成 26 年 1 月 1 日に免許を行う予定です。

これで、共同漁業権の一斉切替事務が終了となります。

委員会の役割分担につきまして、簡単ですが併せて説明させていただきました。

以上です。

○事務局長

少し捕捉させていただきます。

漁場計画とは、漁業権の内容を示します。内容には、区域、漁業の対象となる魚種が含まれます。それらを決めて県内 51 カ所について、漁場計画を作成します。各漁協は管轄する地域の漁場計画に対して、漁業権をもらいたいので、申請するというのが免許手続きです。免許手続きにおいて、内水面漁場管理委員会の果たす役割は、まず、諮問させていただきました漁場計画原案に対しまして、利害関係者等の意見を吸い上げるために公聴会を開きます。それら意見を検討の上、答申します。答申された漁場計画は、県の方で決定し、公示、すなわち県公報に掲載されます。公示されました各区域の漁場計画に対して、各漁協が免許申請をします。免許申請に対して、県は適格性審査、すなわちこの漁協に対して免許を与えてもいいですよ等の意見を委員会に求めます。委員会から妥当という判断が下されば、知事に答申され、免許することとなります。ここまでのことを平成 25 年 12 月 31 日までに済ませなければならないということです。

従いまして、委員会としては、漁場計画に係る諮問、諮問された内容について公聴会を開いて利害関係者等から意見を聞いた上で答申をするのが一つの流れです。

それ以外に、やなや登り落ち等、岐阜県漁業調整規則第 6 条に謳ってある 15 の漁法を各漁業権の範囲で行使するの制限漁法の数を指示しなければなりません。このことは来年度の漁場計画の答申に合わせて決定しなければなりません。このように、内水面漁場管理委員会には大きな責任を果たしていただかなければなりません。委員の皆様方にはよろしく願います。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○田口委員

漁協への説明会等の予定はどうなっていますでしょうか。

○事務局長

岐阜県漁業協同組合連合会のブロック単位で、まず事務担当者への説明会を実施していきたいと準備を進めております。

○事務局

10 年に 1 度の免許切替ですので、漁協の事務担当者の中に初めての方も多いただろうと思いますので、きめ細やかな対応を考えております。

○太田会長

ご意見なども尽きたようですので、これをもちまして、その他の1題目「平成24～25年度委員会の開催計画について」を終了します。

【その他2】

○太田会長

続きまして、その他の2題目として、事務局から「漁場面積、漁場環境調査の結果について」を説明願います。

○事務局

それでは、その他の2題目「漁場面積、漁場環境調査の結果について」を説明させていただきます。

関係する資料は27～32頁でございます。

平成23年度の第2回の委員会で調査の概要を説明させていただいておりますが、再度簡単に事業の目的と概要を説明させていただきます。27頁をご覧ください。

本事業の目的は、平成26年の漁業権免許切替に伴う事務の基礎資料とするため、県内の内水面における漁場面積の測定及び漁場環境の評価を行なうことです。前回、平成16年の漁業権免許切替時には「各漁協に魚種毎の生息面積の調査を依頼」しておりましたが、客観的なデータではないことが問題点となっておりました。このことを改善するため、一定のルールの基で漁場面積を測定し、同一人物の専門家による漁場環境の特徴を把握することにより、客観的なデータを収集することが本事業の目的となります。

河川横断長の測定・漁場面積の測定は県内河川の約1,000箇所河川横断長を直接測定したのち、国土地理院発行の2万5千分の1地図上で調査地点間の距離を測定して面積を推定しています。現在、昨年度末に委託調査で得られた結果を水産振興室でとりまとめている最中ですが、28～32頁に郡上漁協の結果をまとめたものを例示させていただきました。29頁には計測した範囲をアルファベットで示してあります。30頁はそれぞれの範囲とその面積、対象となるであろう漁業権魚種、これは水産振興室でひとまず仮置きですが、示してあります。平成16年の漁業権免許切替時に郡上漁協から提出された結果を28頁の表に示してあります。多くの魚種で過去の結果と大差がないことがわかります。ただし、イワナについては今回の評価値が倍になっています。これは、今回の調査が緊急雇用対策で実施され、車で行けないような場所には立ち入っていないため、やや下流域から漁場として入れてあるためだと考えられます。このあたりも含めて、各漁協と協議して漁業権魚種の漁場の範囲を決定しようと考えています。

次に、漁場環境の評価の概要ですが、当委員会委員であらせませう駒田先生にお願いして実施しており、調査の際には管轄する各漁業協同組合に立会いを求め、2万5千分の1地図内で1箇所程度実施しました。調査方法は、漁協組合員からの聞き取りおよび漁場の目視を行い、必要に応じて魚類等の捕獲調査を行っています。漁場環境を評価するために漁場環境、産卵場の有無、漁場としての有効性について次のとおり評価しています。30～32頁に郡上漁協の結果をまとめたものを例示させていただきました。漁場環境は水深と底質を5段階で分類し、産卵場についてはその有無を評価しています。漁場の有効性については3段階評価をしています。当然の結果ですが、郡上漁協管内は大きな石がたくさんあり、瀬淵構造がしっかりある漁場であること、いろいろな魚種の産卵場としての有効性もあり、アユや溪流魚の好漁場であることがわかります。一方で、下流域に生息する、コイやモロコの漁場とし

ては適していないことがわかります。

これらの漁場面積と漁場環境の評価を併せて、漁場計画、制限漁法の統数指示、増殖指針の原案を作成したいと考えております。

以上です。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○川合委員

河川課で同様の調査を実施しているようですが、同じ調査ですか。

○事務局

別の調査です。今回の目的として、漁場としてどうなのかを調査しましたが、河川環境がどうなっているのかという視点で調査をした訳ではありません。

○太田会長

ご意見なども尽きたようですので、これをもちまして、その他の2題目「漁場面積、漁場環境調査の結果について」を終了します。

【その他3】

○太田会長

続きまして、その他の3題目として、事務局から「ウナギ資源の管理について」を説明願います。

○事務局

それでは、その他の3題目「ウナギ資源の管理について」を説明させていただきます。

関係する資料は33～40頁でございます。

まず、39頁をご覧ください。この資料は、水産庁から4月27日付けで出されました「ウナギ資源の管理について」という文書です。

(資料を読み上げて説明する)

この文書の中で、「ウナギが降海するとされる本年秋頃までに資源管理の取組が実現できるよう、地域におけるウナギ資源管理方法の検討をお願いします。」とありますので、県内におけるウナギ資源の現状と漁獲実態をここでお示しします。今後、県内におけるウナギ資源管理方法の検討材料とさせていただければと考えます。

次に、33頁をご覧ください。

県内のウナギ資源と漁獲実態の現状について、ご説明いたします。

ウナギ資源を直接調査した事例はありませんので、ウナギ資源を考える上で、必要なデータをここにお示しいたします。

ウナギ漁獲量の変遷ですが、38頁の表1、39頁の図1をご覧ください。県内に設定されています第5種共同漁業権は51（他県免許2を含む）で、そのうち45でウナギが漁業権魚種となっています。したがって、ウナギは県下全域で放流され、また漁獲されている魚種であります。ウナギの漁獲量はほぼ一貫して右肩下がりです。平成21年の漁獲

量は、平成4年の約1/3まで減少しています。なお、平成22年以降は急減して、10トン割りをしています。

シラスウナギ漁獲量の変遷ですが、38頁の表2、39頁の図2をご覧ください。

シラスウナギ漁獲量に関しましては、木曽三川水系分のみの集計です。傾向といたしましては、右肩下がりの漁獲量ですが、年変動が激しい状況です。平成18年以前では、20kgを割り込む年が2年続きましたことは1度しかありませんが、平成19年からは5年続けて10kgを割り込んでいます。

ウナギ放流量の変遷ですが、38頁の表3、39頁の図3をご覧ください。

ウナギ放流量はほぼ横ばいです。平成23年のシラスウナギ不漁に伴う放流量の急減を除けば、平成20～22年は、平成5～8年の3/4程度を維持しています。

県下漁協組合員数の変遷ですが、38頁の表4、39頁の図4をご覧ください。

平成4年以降、県下漁協組合員数は一貫して減少を続け、平成23年は平成3年の約70%となりました。

ウナギ漁業はほぼ県下全域で行われており、その漁獲量の約90%を組合員が漁獲しています。このことから考えまして、ウナギの漁獲圧も減少し続けているものと思われます。

以上のことから、シラスウナギ漁獲量の年変動が激しく、断定はできないと思われますが、ウナギの漁獲量の減少は、漁獲圧の減少を勘案しても、シラスウナギの遡上量減少の影響があるのかもしれませんが、ただし、放流量が平成5年から8年までは過去に無い4トンを超えているのに、漁獲量が一貫して減少しているのは、漁獲圧の減少だけでは説明できない減少率だと思われます。

しかし、少なくとも、平成22年からの漁獲量急減は、平成19年からのシラスウナギの極端な遡上量減少が影響しているものと考えられます。

なお、放流量が比較的安定しているにもかかわらず、漁獲量が減り続けているのは、放流効果に疑問符が付くことを示唆しているかもしれません。

県内のウナギ資源につきましては、少なくともここ最近では、全国的な傾向と同様に低水準であると思われます。

今後、ウナギ資源管理を行う場合、その問題点は以下のとおりです。

岐阜県漁業調整規則第27条により、30cm未満のウナギにつきましては採捕が禁止されていますので、シラスウナギについては、特別採捕許可により上限総計109kgまでの漁獲が認められています。

シラスウナギの特別採捕につきましては、長年の漁獲実態があることを考えると直ちに不許可にすることは難しく、また、ウナギ種苗供給面からも、養鰻業者の理解を得るのは困難と思われます。

なお、近年の全国のシラスウナギ漁獲量10～20トンに対して、岐阜県の10kgの供給は微々たるものではありますので、種苗供給地としての岐阜県の重要性は高くはないと思われます。

ウナギ資源を保護する観点から、河川・沿岸域に生息する黄ウナギや、産卵のため川を降りる銀ウナギを保護する必要がありますが、これらウナギは体長40～50cm以上の成魚であり、漁獲対象であります。

ウナギそのものは漁業権魚種であり、放流も行われていることから、これらウナギを保護することは、実質的にウナギを禁漁とすることに等しいと思われます。しかし、漁業権魚種であるウナギを禁漁にすること自体が矛盾することです。ウナギを禁漁にする

には、漁業権魚種から外したうえで、岐阜県漁業調整規則に採捕禁止魚種として明記する必要がありますが、これらのことを実施するには、漁業者および遊漁者の理解が大前提となりますので、短期間での実施は困難と思われます。

次に、産卵のため川を降りる銀ウナギを保護するため、期間限定で禁漁とすることも考えられますが、ウナギの産卵生態がよくわからない現状では、期間設定ができません。

強制力を伴わない方法として、漁協全体として、自主規制の形で実質禁漁とする方法も考えられますが、この場合、シラスウナギ漁獲量の自主的減量を伴わない限り、採捕者側の同意を得るのは難しいと思われます。

ウナギ資源の管理については、本県各河川の下流域に位置する愛知・三重・富山の三県との連携が必要です。しかし、下流域の方がシラスウナギ、ウナギ成魚共に漁獲量が多いということを考えますと、岐阜県におけるウナギ資源の管理を行うに当たりましては、むしろ下流域の各県の資源管理方法と歩調を合わせるのが現実的な対応と考えられます。

その他の問題点といたしまして、別添資料でも触れられていますが、ウナギの生態は不明な点が多く、また、県内のウナギ漁獲実態に関しましても、水産振興室が毎年実施して、お示ししましたデータの出所であります「河川漁業動態調査」以上の詳細は不明です。

以上です。

○太田会長

このことについては、全国内水面漁業協同組合連合会でも話題になります。シラスウナギは海の漁師が3月までに河口で採捕している。しかも、海での採捕は内水面での採捕に必要な特別採捕許可も必要ないため、無秩序に採捕されています。このような現状の中、水産庁が内水面の規制ばかりを取り上げることに不満を表明する内水面の組合長もいます。私もそう思います。

また、今年のウナギの価格ですが、秋ごろの価格で消費税別で1kgあたり7000円を養鰻組合から提示されました。1尾1000円のウナギを放流する訳にはいかないと思いますが、下流域の組合ではウナギ・ナマズの放流希望も大きいので、そのあたりのことは6月15日の岐阜県漁業協同組合連合会総会で少しお話ししようと思っています。

それでは、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○駒田委員

ウナギの人工種苗生産技術は現在ほどの段階でしょうか。

○事務局長

これまでの研究発表等によりますと、実験的に完全養殖に成功した段階です。水産庁はウナギを重要魚種と考えていることもあり、研究は進められていくと思われますが、事業化までにはいまだばらばらの時間がかかると思われます。

○事務局長

シラスウナギや成鰻の漁獲規制を強制することは、科学的根拠も乏しい現状では、なかなか難しいのではないかと思います。

先ほどの説明にもありましたが、全国のウナギ資源に占める岐阜県の割合は微々たるものですので、岐阜県単独でウナギ資源対策に取り組むのは難しいと思います。もし、対策に取

りくみのであれば、木曾三川下流の愛知・三重の両県との連携無しには成果も出ないものと思われます。もし、愛知・三重の両県との連携を図るようなことになれば、当委員会で審議していただければと考えています。

○川合委員

高知県の物部川の河口には、工夫されたワンドが出来ていて、そこにウナギもいるとのこと。これからは、ウナギにとって良い環境も考えていかなくてはと思います。

○吉澤委員

県全体の対策を立てることに異存はありませんが、実際に対策が取られる場合は、漁場環境ごとに考える必要があると思います。例えば、発電所のあるダムの場合、シラスウナギも遡上できないので、資源維持には放流しかありませんが、成鰻を漁獲規制しても、発電所のダービンに巻かれて死亡するだけです。

○事務局長

吉澤委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほども申しましたが、現状では採捕制限等の対策をすぐにできるような状況にはないと思います。

○太田会長

ご意見なども尽きたようですので、これをもちまして、これをもちまして、その他の3題目「ウナギ資源の管理について」を終了します。

以上で、議案等の審議はすべて終了しましたが、せっかくの機会でありますので何かご発言はありませんか。

○太田会長

ご意見などもないようですので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

委員の皆様のご協力により委員会をスムーズに進めることができました。

誠にありがとうございました。

平成24年5月31日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員



